

建築士事務所の業務報告 よくある質問（島根県版 H24.3.23）

Q1 報告書はいつ提出するのか。

A 事務所の事業年度毎に提出してください。提出期限は事業年度終了後 3 ヶ月以内です。  
毎年提出が必要です

提出期限の例：12月末が決算の時・・・3月末までに提出

Q2 持参する場合、報告書はどこに提出するのか。

A 建築士事務所の所在地に応じた下記の島根県出先機関に持参してください。

※郵送される場合はQ3をご覧ください。

| 建築士事務所の所在地 | 提出先           |                          |
|------------|---------------|--------------------------|
| 松江市        | 松江県土整備事務所 建築部 | 〒690-0011 松江市東津田町1741番地1 |
| 安来市        |               |                          |
| 出雲市        | 出雲県土整備事務所 建築部 | 〒693-8511 出雲市大津町1139番地   |
| 雲南市        | 雲南県土整備事務所 建築部 | 〒699-1396 雲南市木次町里方531番地1 |
| 奥出雲町       |               |                          |
| 飯南町        |               |                          |
| 大田市        | 県央県土整備事務所 建築部 | 〒696-8510 邑智郡川本町大字川本279  |
| 美郷町        |               |                          |
| 邑南町        |               |                          |
| 川本町        |               |                          |
| 江津市        | 浜田県土整備事務所 建築部 | 〒697-0041 浜田市片庭町254      |
| 浜田市        |               |                          |
| 益田市        | 益田県土整備事務所 建築部 | 〒698-0007 益田市昭和町13-1     |
| 津和野町       |               |                          |
| 吉賀町        |               |                          |
| 隠岐の島町      | 隠岐県土整備局 建築部   | 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 |
| 西ノ島町       |               |                          |
| 海士町        |               |                          |
| 知夫村        |               |                          |

Q3 報告書は持参しなければならないか。

A 郵送でも構いません。

報告書の控えが必要な場合は、返信用封筒を同封してください。副本に収受印を押印し返送します。

郵送の場合は、下記あてに送付してください。

|                   |
|-------------------|
| 〒690-8501         |
| 松江市殿町1番地          |
| 「建築住宅課 建築指導スタッフ宛」 |

Q4 提出部数は何部か。

A 3部提出して下さい。（控えが不要な場合は2部で結構です。）

Q5 個人事務所を開設しており、事業年度の定めがないが、報告書の提出期限はいつか。

A 個人事務所の場合は、1月から12月が事業年度になりますので3月末までに提出してください。

Q6 事業年度中に業務が無かった場合も提出しなければならないか。

A 事務所登録がある限り提出が必要です。  
その際、報告書の第二面、第四面に「実績なし」と記載してください。

Q7 廃業する場合も、それまでの業務報告書の提出が必要か。

A 廃業するまでの業務報告を提出して下さい。

Q8 二級事務所から一級事務所に区分変更したのだが、二級事務所の時の業務報告は必要か。

A 例えば、二級建築士事務所から一級建築士事務所に変更するために廃業された場合も、廃業までの二級事務所での業務報告をしてください。

Q9 報告書提出時に既に退職した建築士がいるのだが、様式の建築士名簿に記載する必要があるか。

A 報告する事業年度に所属した全ての建築士を記入してください。

Q10 提出しなかったらどうなるのか。

A 提出されなかったり、虚偽の報告をした場合は罰則(30万円以下の罰金)の適用を受けることがあります。

Q11 報告の対象となる業務は何か。

A 建築士事務所登録が必要となる業務です。(建築士法23条)  
具体的には下記のとおりです。  
○設計  
○工事監理  
○建築工事契約に関する業務  
○建築工事の指導監督  
○建築物に関する調査・鑑定  
○建築に関する手続きの代理等

Q12 報告の対象となる業務(Q9に列挙している業務)をおこなっていない場合、報告書にはどのように記入すればよいか。

A 「該当なし」と記入し、差し支えない範囲で、実際に行った業務内容をかっこ書きで記入してください。

(記入例) 該当なし(施工図の作成業務のみ)

Q13 過去に提出し忘れた業務報告書があるが、提出しなければならないか。

A 過去にさかのぼって記入していただき、提出してください。  
過去のものでも提出されていないと罰則適用の対象となります。

Q11 業務が、複数の事業年度にまたがる場合はどのように報告するのか。

A 報告する事業年度の期間にかかる業務をすべて報告してください。

下図の場合の報告対象業務は、次のようになります。  
○事業年度(1)・・・業務A(業務の期間は「○月○日～継続中」となります。以下同じ。)  
○事業年度(2)・・・業務A、B、C  
○事業年度(3)・・・業務B、C  
(例)

| 事業年度(1) | 事業年度(2) | 事業年度(3) |
|---------|---------|---------|
| ←業務A→   | ←業務B→   | ←業務C→   |

○具体的な業務報告書記載方法は下記ページをご覧ください。

■記載上の注意事項

[http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/kenchikushijimusyo/gyoumuhoukokusyo.data/091001\\_gyoumuhoukoku\\_tyuijikou.pdf](http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/kenchikushijimusyo/gyoumuhoukokusyo.data/091001_gyoumuhoukoku_tyuijikou.pdf)

■記入例

[http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/kenchikushijimusyo/gyoumuhoukokusyo.data/091019\\_gyoumuhoukoku\\_kisairei.pdf](http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/kenchikushi/kenchikushijimusyo/gyoumuhoukokusyo.data/091019_gyoumuhoukoku_kisairei.pdf)